

東海市公告第23号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所市民福祉部国保課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和8年1月28日

東海市長 花田勝重

| | |
|------------------------------|---------------------------|
| 送達を受けるべき者の住所地等（所在地等）及び氏名（名称） | 別紙のとおり |
| 送達すべき書類の名称 | 令和7年度国民健康保険税納税通知書兼更正決定通知书 |

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。